

民俗博物館だより

Vol. X VIII No. 2

1993. 1. 31



▲オツナハン (橿原市見瀬町)

目 次

収蔵品展

まつるこころとかたち—祈願・鎮魂・報賽— 1

生きみたまを祀る習俗 4

お知らせ 7

私達が、神仏（カミ）に祈り、これをまつるということは、一体どのようなことなのだろうか。また、それは具体的にどのような形をとって行われるのだろうか。

今回の展示「まつるころとかたち一祈願・鎮魂・報賽一」では、これまで当館に寄贈いただいた21000点に及ぶ館蔵の民俗資料の中から特に、人々が神仏に捧げてきた、祈りの諸相を具体的に表す奉りもの＝カミガミへの奉献物を中心に紹介し、そこに込められた意味について考えてみようと思う。

何事もなく、昨日と同じように今日を無事安らかに過ごせること、そして出来れば、少しでもより良い明日にできること、それは誰しもの願いであろう。しかし一方、この世には、予期せぬ不幸の訪れや、人事を尽くしてなお越えがたい様々な困難があることもまた、私達は知っている。災厄を避け、また見舞われた不幸を脱して一刻も早く心身ともに安定した状態に復することができるよう、ときとして超自然的な力を頼み、心の拠り所とするのは、現代社会においてもなお盛んにみられる、人々の自然のうちの心情である（勿論個々の具体的な「なやみの種」は、様々な条件で時代とともに変化するものであっても）。



▲サビラキ（榛原町山辺三）

神仏に様々な祈願を込め、さらにその思いがより強く表現されるよう、それを具体的にかたちとして示し、奉納する。また、その願いが叶えば御礼参り（報賽）を行う。それは個人や家族で行われる場合もあるが、共同体社会が、個人にとって大きな位置を占めていたかつての暮らしの中では、これを単位としてなされることとなる。

人々の祈りの心が集約され、祈願のかたちとして大規模に表された姿が「まつり」である。まつりには一定のプロセスがある。それは即ち、神仏を招き迎え、様々なものを奉り、共に食し、これを慰め、和ませ鎮めて、感謝の心と新たな願いを込めつつ再びこれを送る、という一連の儀礼からなり、またそれぞれの場面にあられる「形」や「しぐさ」は、それなりの意味をもっている。

【主な内容と展示品】

1. 除厄と招福

「鬼は外、福は内」という節分の豆撒きの呪言は、不幸や災厄を払って幸福を招き入れた、という人々の素朴な心情をよく表している。家の門口に貼られた幾枚もの祈禱札、節分に戸口につける、オノノメツキとかヤキクサシなどとよばれる、椀に鰯の頭を挿した類のもの、恵比寿さんの福笹、庚申の身代わり猿など、今日でも注意していれば、しばしば目にするのできるこれらの呪物や縁起物も、このような願いを形として表現したものである。

福を授け、あるいは災厄をもたらしもの＝カミは、他郷からやってくる旅人のような存在とも考えられてきたようである。例えば、一年の節目である正月（或いは節分）は、こうしたカミが毎年決まって訪れる時節として意識されていたので、招福と除災に関わる様々な儀礼が行われる。また、端午節供・虫送り・二百十日、庚申など災厄をもたらし神が致来するとされる折節にふれて、その無事を祈る様々な除災行事や呪物がみられる。また、一旦

災厄神が村中にはいってきてしまったような場合（例えば抱瘡神のような流行神）にも、これを丁寧（ほつそうがみ）に迎えまつり、村の外に送り出す、という呪術行為を行って、その害を最小限にとどめ、いち早くその状態から回復すること願うのである。

主な展示資料

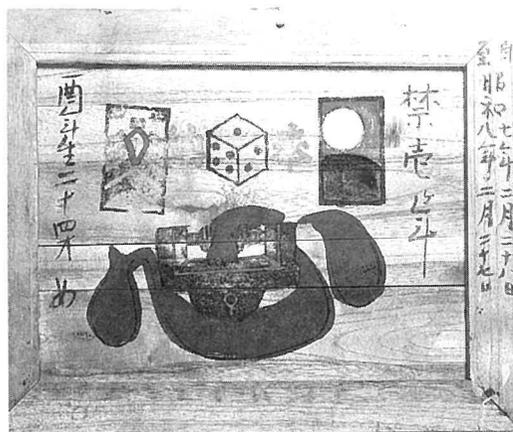
祈祷札（斑鳩町法隆寺）/注連縄（三重県伊勢志摩地方、大和郡山市矢田町）/オキノメツキ（奈良市内）/ヤキクサシ（上北山村西原）/恵比寿・大黒（上北山村河合）/鬼面絵馬（大分市）/牛玉宝印（天理市上仁興、天川村坪内、奈良市雑司町）/虫送り御符（都祁村白石）/風鎮祭御符（三郷町立野、大和郡山市矢田町）/身代わり猿（奈良市西新屋町）/オコナイ棒（東吉野村小、小栗栖）/弓射ち用具（桜井市上之郷、田原本町北阪手）/抱瘡神送り（中和地方）

示す干支、願を掛ける神仏を表す神使を描いたもの、そして勿論祈願の内容についての多様な絵柄がみられる。非常にストレートな表現もあれば、一見意味不明のようにみえながら、伝説やそのものもつイメージ、さらに語呂併せのようなものによって因縁付けられ、約束ごとのようにになっている絵柄もある。観覧の方々にも、その絵馬を用いた人々やその心情に思いを致しつつ、絵解きに参加していただければ、と思う。

主な展示資料

腰痛平癒祈願横槌（奈良市南之庄）/手病平癒祈願手型（福井県三方郡）/乳房形代（京都市中京区）/祈願小絵馬－神馬、相撲図、縁切、錠物、立雛、腰下、男根、蛸、鰻、エイ、十六目、双手、向鳩、乳搾り、鶏、猫に鞠、幼児入浴、月代、礼拝、向狐、干支、他/「尉と媼」大絵馬（上牧町新町）

2. 神仏への奉納－祈願と報賽－



▲小絵馬「心に錠」（西川コレクション）
博奕を禁ずる気持を表す

心身の様々な病、出産・育児に伴う困難、人間関係の悩みなどを抱え、努力だけでは解決し得ないとき、またそれを乗り越えるために心の拠り所が必要なとき、人々は神仏に祈り、そのメッセージを具体的な造形や絵に託して奉納した。このコーナーでは、そのような資料の数々を紹介する。特に、当館が昭和50年に、西川廉行氏より寄贈をうけた274点に及ぶ小絵馬のコレクション、大和高田市在住の絵馬絵師、松岡弥三郎氏が自ら描かれた各種の祈願絵馬を、会期中に順次展示替えしつつ、紹介していく予定である。

小絵馬は、願主を偲ばせる礼拝姿や年令を

3. まつりと奉りもの

ここでは主に、村人達の共同祈願としてのまつりと、その中にみられる様々な奉りものを取上げる。

まつりは、季節の移り変わりと、これに密接に関わりつつ営まれてきた人々のくらしのリズムの中で、その折節に行われる。年頭から春にかけては、その年の無事安寧を願い、このようにあって欲しいという希望を込めたまつり（予祝儀礼）が、また夏から秋にかけてはその願いに従って順調な営みが続けられるように、折々の災厄を祓うための行事が、秋には、無事に過ごすことのできた喜びと報賽が、また冬には、カミの御魂を鎮め、霊力が再生して、高められんことを願うまつりが行われる。

さて、神仏に様々なものを「奉る」ことは、「まつる」という行為の根幹をなすものとなっている。ここでは、「御幣とハナ」、「奉納模擬用具」、「御供」、「まつりと芸能の奉納」として神仏に奉るさまざまな形（またしぐさ）を紹介する。

まつりの場に欠くことのできないものとなっている御幣は、カミを降臨させるための依り代であり、また今日では、不浄を祓い清める用具として用いられているのであるが、その形状は、布帛や紙を串に挟んで神に奉る、とい

う往昔の献供の形から発したものとされている。またケズリバナは、カミの依り代として紙で作られたシデの、より素朴なかたちともみられているが、奈良県下では北山川流域や、十津川流域各地の山の神まつり等に際して作られる。

毎年決まった時期に咲き、そして散っていく花は、暮らしの彩りであるとともに、自然の暦であり、生命力の象徴である。人々には、この神秘的な営みがカミの使者とも映り、その咲き具合は、神意を窺うものとも捉えられていた。野迫川村弓手原や北今西などで行われる初春のまつり、オコナイにみられるハナは、堂を飾る美しい荘厳であるとともに、その年の豊作を象徴させ、その祈願のこころを表すものであり、或いはここにカミを憑りつかせ、これを奪い合うなどの行為は、その力を分かち戴こうとする姿ともみえる。その他、水口まつりやサビラキにツツギヤクリの木をたて、これを田の神と依り代とする習俗も紹介する。

御酒と御食＝神饌は、最も基本的かつ重要な奉りものといえる。供物は、祭りが済んだ後、参加者が分け戴いて直会とするが、これは、カミと人がが食事を共にすること(神人共食)によって神の靈魂を分け戴き、参加者自身もまた、新たな活力を得ることができる、という意味をもっている。御供の中には、その素材や盛りつけ方に独特の個性をもったものが、各地にみられる。今回は、奈良県内の秋祭にみられる御供の中から特徴あるものをいくつか紹介する。

模擬用具とは農具、山林用具、生活用品の、雛形または模造品である。奈良県内では、山

の神まつりや野神まつりの中に多くその事例を求めることができる。

山の神まつりでは、木製模造の農具、山林用具などが、縄に吊るしたり、お仮屋(竹組の台)に藁で結びつけたりして供えられる。何れもカミへの調度(手回りの道具)としての奉納とみられる。また、天理市新泉の野神まつりでは小麦藁の牛、馬、ムカデと呼ばれる蛇体とともに竹製ミニチュアの犁、馬鍬、梯子が供えられ、神前で、頭屋の子供がこれらを使って、農耕の所作を演じる。具体的なしぐさで農作業の無事を祈願する姿と見え、また、カミの依り代となった子供がムカデに象徴される地霊に対し、供えられた牛馬や農具を使って豊作を約束させる姿ともみられる。祈願についての思い入れを言葉や形にして神霊に伝えようとする行為であり、物事の再生や良きことへの思い入れの深さがその実現につながるという原初的な信仰に基づいていると考えられる。

日本の芸能の多くは、その発生や展開において、信仰と深く結びついており、まつりの場で保存されてきた。芸能は、カミと人が共に楽しみ、カミを慰め、また祈願、呪術の効果を高める役割をもった、まつりの重要な要素の一つである。

主な展示資料

御仮屋(川西町結崎)/オハケ(平群町櫛原)/瓶子、神酒口(下市町下市)/御幣(大和郡山市額田部、川西町結崎)/牛玉サン(野迫川村弓手原)/ケズリバナ(十津川村永井、小原、檉原、下北山村寺垣内、浦向、上桑原、上北山村西原)/ハナ(野迫川村弓手原)/タテバナ、カズラ、モリモノ、カケモチ(野迫川村北今西)/シンカン祭七色御供(天理市海知)/御霊神社七つ御膳(五條市西阿田)/人身御供(奈良市西九条)/スコ、牛、舌餅、オゴリヨウ(曾爾村)/太鼓踊り歌本、撥(川西町結崎)/獅子頭、オカメ・ヒョットコ・天狗面、シナイ、屋形(曾爾村伊賀見)他

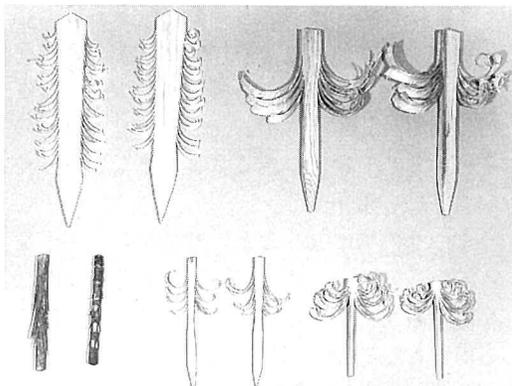
* * *

収蔵品展

「まつるこころとかたちー祈願・鎮魂・報賽ー」

会期：平成5年1月5日(火)～8月29日(日)

月曜日休館(祝日にあたるときは翌日に振替)



▲ケズリバナ (十津川、北山川流域各地)

生きみたまを祀る習俗

奥野義雄

■ 江戸時代の記録にみる「生きみたま」の習俗

奈良市東部山間の田原郷の住人で無足人・山本左衛門忠辰が書き残した日記が、平山敏治郎氏によって上梓されました。同氏編・校訂の『大和無足人日記－山本左衛門日並記』には、お盆（盂蘭盆）にかかわる習俗が毎年のごとく継続的に、また詳細に記述されています。

お盆にかかわる習俗の内、「客棚」については、すでに紹介しましたが、ここではお盆の時期に行なわれます「生きみたま＝生御魂」の習俗を窺うことにしましょう。この「生きみたま」の習俗について、『改訂 総合日本民俗語彙』の「イキミタマ」の項を繙いてみますと、

食物を長上の者へ送ることを御生見玉とか（二水記）、生見玉（後法成寺尚通公記）と呼んでいたようであるが、生見玉の語は今もかなり広く用いられている。

（中略）。奈良県山辺郡では、盆中に魚を捕りに行き、それを調理して親に進めることをいい、飛魚刺鯖などの親のある者だけが食べることを生見玉といっている（なら一五）。

とあるのがそれです。そして、同『語彙』に示されている「親のあるものだけがたべる」ということと「両親が健在の子供が、親のために刺鯖などの魚を捧げる」という民俗調査の報文もあり、いずれが正しい習俗かは、ここでは明確にできません。ただ、お盆の時期に健在な両親のいる家で行なわれる習俗であることは確かでしょう。

このことはともかくとして、ここでは従来から紹介する形式、つまり現今の習俗の在り方を提示した後で、その歴史的跡づけを行なうやりかたを、ここでは逆にこの『無足人日記』の記述の「生きみたま」の習俗が、今日まで伝承（継続）されているの、否かということを示唆していきたいと考えています。

そこで、同『日記』のお盆の時期に行なわ

れます「生きみたま」の習俗の記述を拾い出すことから始めます。『日記』は、延宝四（1676）年正月から始まり、六月七日の条に「直頼生御魂饗応」と、また七月八日の条に「壽閑生御魂」と記述されています。これらの記述だけでは、あまりよくわかりませんので、もう少し年次ごとにくつか次に挙げることにしましょう。

- I 延宝五（1678）年六月廿七日の条
「直頼生御魂、一門中行」
- II 同年七月朔日の条 「忠勝生御魂 政信・政興・平大輔行」
- III 同年七月三日の条 「如恒当家生御魂」
- IV 同年七月十二日の条 「十輪寺生御魂」
并聖霊祭有之。夕炊饗政信・政興・政庸・中院・平大輔行」
- V 天和二（1682）年七月五日の条
「忠勝家有生御魂。一家行」
- VI 同年七月六日の条 「当家生御魂。客如例。例年者雖為三日依千吉田氏婚礼而今日迄延引也」
- VII 貞享三（1687）年七月三日の条
「当家生御魂饗応營之。終日設飯。客者直頼夫婦・忠明夫婦・重頼・源大夫・十輪寺其外家来共男女不残群参如例」

以上、10ヵ年の間に営まれた「生御魂」の記述を拾いだしてみました。山本平左衛門家では毎年七月三日に「生御魂」の行事が行なわれていたことが窺えます。そして、同家へ親類縁者や家来などの人びとが集まって、会食したことがわかります。ただ、これ以外の詳しい事柄については明らかではありませんが、親類縁者の家々の「生御魂」にも山本家の人びとが、そのときに訪れたことも窺えます。そして、この記載からは、「生御魂」の習俗が、両親のために飛魚あるいは刺鯖を捧げることや、家族全員でこのような魚を食するという詳しいことは明示されていません。しかし、「生御魂」の習俗に家族以外の人びと、すなわち親類縁者などが参集することは

確かであります。

このように大和国田原郷域では、江戸時代にお盆の時期に「生御魂」の行事(習俗)を行っていたことは、平山編・校訂『大和国無足人日記—山本平左衛門日並記—』によって証明し得ます。

では、その後の時代に至って、この習俗が継承(伝承)されているのでしょうか。このことについて、次に今日の二・三の習俗調査事例から検討していくことにしましょう。

■ 現在まで継承されてきた「生御魂」の習俗の調査報文から

旧田原郷内になる奈良市横田の古老の話によりますと、この習俗の名称はわからないがということでありましたが、「お盆の十四日に両親の揃っている家では、その子供がお昼の食膳に刺鯖か、飛魚をだす」ということであります。ここでは直接関連しませんが、この横田の村では、この所謂「生御魂」の習俗のほかに、古いお盆の習俗を遺しています。その一例を挙げますと、八月十三日の夕刻に祖先の精霊を家に迎え入れてから、仏壇に食物を供えるときに柿の葉を器にみたてて、この上に食物を盛るところがあります(餓鬼棚に供える食物の器も柿の葉で、無縁仏や餓鬼仏をガキンドさんと呼んでいます)。村の人びとによると旧郷内の中心であったという横田の村には、今も従来の「生御魂」の習俗が村びとに受け継(伝承)がれていることがわかります。

また、同郷内の長谷の村でも、「お父さんとお母さん＝両親の揃っている家の子供たちが、両親のために刺鯖とか、飛魚とかの魚を昼の食膳に盛って、みんなで食べる」という村の老婆の話から、この村でも「生御魂」の習俗が現存していることを知り得ました。ただ、ここでもこの習俗がどのような名であったのかは不明です。そして、さきの横田の村と同じように長谷の村でも、次第にこのような習俗がなくなりつつあることも村の老婆から聴くことができました。

旧田原郷の村では、現在もその名称は忘れ去られています。すでに触れました江戸時代の盆行事の一つであります「生御魂」の習俗が受け継がれています。しかし、この習俗が

江戸時代から後の明治、大正時代を経て、今日に至るまでにどのように変化していったのか、否かということについては、明治、大正時代の史・資料(記録・伝承資料)がないため明らかにできません。

一方、このような「生御魂」の習俗が、この旧田原郷内のみの行事であったのか、否かについては、奈良県内の市町村史や調査報文などに「生御魂」の記載があり、お盆の時期に行なわれる一般的な習俗であったことが窺えます。たとえば、『都祁村史』の「年中行事」の項に、

ボンサバ 吐山では、子が親に、恩になったものがその恩人にたいしてサバをこもにつつんで持って行く。もらった方では、下駄などをかえしにする。サバのないときは、カンヅメ、タバコ、サケを持って行った。孫ができておれば祖父母にあたるものは孫のためにいろいろ贈り物をした。とあり、「ボンサバ」といわれるものが、「生御魂」の習俗であることがわかります。

ここでは、一例しか挙げませんでした。ほかにも「ボンサバ」という呼び方をする地域があります。旧田原郷以外でも、その名称こそ違いをみせますが、今でも、所謂「生御魂」の習俗が各地域で現存していることはたしかであります。

江戸時代の旧田原郷の無足人の日記を基点にして、それを受け継いできたか、否かを、現時点の資料から窺ってきました。この習俗は江戸時代からあったものか、それとも江戸時代以前から受け継がれてきた習俗であったのか、という点については余り究明されていません。さらに、この習俗が、大和の旧田原郷だけのお盆における習俗であったのか、ということも検討する必要があります。そこで、これらの点について、次に若干触れてみたいと考えています。

■ 生き御魂習俗の醸成期について

まず、旧田原郷以外で「生御魂」の習俗が行なわれていたか、否かということを経典史料から窺っていくことにしよう。『華実年浪草』に「生身魂、蓮飯、刺鯖」とあり、この文言に割註が続き、「生身魂」についての詳細な事柄が窺えます。少し長文になりますが、次

に掲げることになります。すなわち、

紀事曰、此月公武両家各披饗尊親、
是謂生身魂、或称生盆、地下良賤亦然、
又此月十五日前、人家各以荷葉裏糯米
飯、載鯖魚於其上、親戚之間互相贈而
祝之、是謂荷飯、此月專賞鯖魚、(中
略)、閑窓倭筆曰、本朝ノ世俗七月ニ
ナレバ、生ケルニ親ヲ供養シテ、生身
魂ト名ヅク、是モ孟蘭盆ノ修行也、盆
経曰願使現在父母、寿命百年無病、一
切之苦惱之患、是七月十五日僧自恣ノ
日、現在ノ寿命長久ヲ祈ル発願ノ文也、
是生身魂ノ修行ナリ、

とあり、「生きみたま」=「生身魂」が行な
われた様子を知ることができます。つまり、
「生きみたま」は「生盆」とも称されていた
こと、また「生霊祭」とも呼ばれていたこと
が窺えます。そして、「生ケルニ親ヲ供養」
することや「父母ノ寿命長久ヲ祈ル」ことが
「生身魂」、「生盆」などと称したことも理
解し得ます。

同『浪草』に記載されている「生きみたま」
についての事象は江戸時代の「下地良賤」「
世俗」、つまり貴賤を問わず民間で行なわれ
ていた行事であったことがわかりますが、こ
れ以外にも『後水尾院当時年中行事』にも、
江戸時代の「生きみたま」=「生御魂」の記
述があります。

これらの文献史料を見るかぎり、江戸時代
には、すでに触れた大和国田原郷以外でも孟
蘭盆=お盆の時期に「生きみたま」の行事が
営まれていたことがわかります。

では、江戸時代以前には「生きみたま」の
行事が存在していたのでしょうか。このこと
についても中世の文献史料を時期的に繙いて
いくことにしよう。

まず、15世紀の史料を見ると、『親元日記』
(史料I)、『親長卿記』(史料II)などが
あり、これらの史料を若干窺いますと、

- (I) 寛正六(1465)年七月十一日の条に
新造御生御玉、備州武庫御出、
鳥居少路江瓜廿筥御返事候、
文明五(1473)年七月十一日および
十二日の条に
公方御生御玉御祝也、貴殿御出仕、

(十一日の条)

貴殿生御玉御祝、御内方悉一種一
瓶進上之、御一家少々如上、(下略、
十二日の条)、

文明十三(1481)年七月十一日の条
上御所御生御玉御一献貴殿御祝候
(割注略)、

- (II) 文明八(1476)年七月十一日の条に
参内、依召也、若宮御方己下有御
祝之儀、いきみたま云々、

とあり、15世紀後半には、中世公家の社会で
は「生きみたま」=「生御玉」の習俗が存在
していたことがわかります。次に16世紀にお
いて「生きみたま」の習俗が継承されていっ
たのか、否かを見ることにしましょう。

16世紀の史料の内、「生きみたま」に関す
る記載のある『天文御日記』(史料III)を挙
げることになりました。

- (III) 天文十五年七月八日の条に

一自光応寺為佳例、生霊玉、索麵、
鉢、干鯛一折、指樽一荷、坊瓜
二鉢来、(中略)

一今朝、南向為生霊玉百疋被出之、
慶寿院へも百疋被申候、(下略)、

とあり、15世紀と行事の日が若干異なります
が、16世紀に至っても「生きみたま」=「生
霊玉」の習俗が営まれていたことが窺えます。

このように中世、とりわけ室町時代後半の
公家の日記を見るかぎり、「生きみたま」の
習俗が途切れることなく行なわれていたこと
がわかります。そして、この「生きみたま」
の習俗は江戸時代になっても受け継がれてい
ったことが理解できます。ただ、私見として
は、室町時代後半の史料による「生御玉」の
習俗の提示だけでは、この所謂「生きみたま」
の習俗の初源が室町時代後半であるのか、否
かについての疑問がのこります。なぜなら、
13世紀の一史料、つまり『明月記』の天福元
(1233)年七月十四日の条に、次のような記
載があり、「生きみたま」の習俗は、13世紀
にまでさかのぼるのではないかと想定できる
からです。

すなわち、

二代之御盆存例送嵯峨、(中略)、俗習
有父母者今日食魚云々、於予不忌憚、

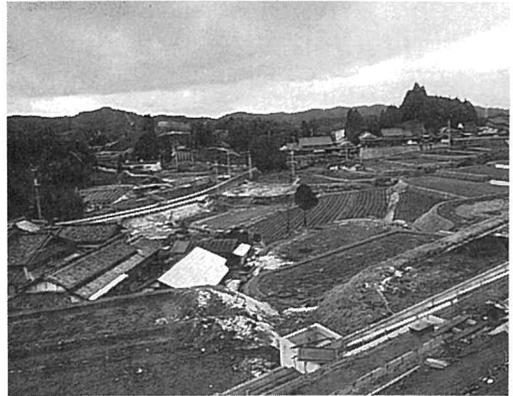
とあり、「生きみたま」の習俗の存在を窺わせます。ただ、この記述は一史料のみの検出であるため、13世紀における「生きみたま」の習俗の存在についてはもう少し他の史料を繙いてから結論をだしたいと考えています。

また、紹介した以外の中世の公家・武家の日記（『師守記』『看門御記』『お湯殿の上の日記』など）にも「生きみたま」が存在するのか否かを調べていく必要があると考えています。

このように現存しています「生きみたま」の習俗が、近世以前からの習俗であったことが理解し得る反面、一般的に「生御魂」の習俗が日本各地にあった習俗なのか、という課題が残っています。この課題は、さきほどの

「生きみたま」の習俗の初源の時期がいつであるのか、ということと併せて後日の機会に考えることにしたいと思っています。

(1992.2.3了)



奈良市田原の風景

お知らせ

●民俗博物館展示ご案内

[収蔵品展]

まつるこころとかたち一祈願・鎮魂・報賽一

[期間] 平成5年1月5日から8月29日

[常設展]

大和の生業

- ・大和の農村のくらし
 - ・稲作
 - ・大和のお茶
- ・大和の山村のくらし
 - ・山の仕事

●催し物（講演会）

◇奈良県立民俗博物館カルチャー講座

○民俗コース

日時 平成5年1月31日(月) 午後1時30分～

講演テーマ 「万葉と正月」

講師 柏木喜一氏

○民家コース（三回連続）

【一回目】

日時 平成5年2月21日(日) 午後1時30分～3時

講演テーマ 「民家と座敷」

講師 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

建造物研究室長 細見啓三氏

【二回目】

日時 平成5年2月28日(日) 午後1時30分～3時

講演テーマ 「民家と屋根瓦」

講師 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

遺構調査室長 上野邦一氏

【三回目】

日時 平成5年3月7日(日) 午後1時30分～3時

講演テーマ 「民家とクド」

講師 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部遺構調査室

主任研究官 浅川滋男氏

定員60名 応募制

◆応募・お問い合わせ先

奈良県立民俗博物館

〒639-11 大和郡山市矢田町545番地

TEL. 07435-3-3171

博物館ご利用のてびき

開館時間 館内 午前9時～午後5時

(ただし入館は4時30分まで)

民家 午前9時～午後4時

(博物館および民家の見学所要時間は約1時間30分)

観覧料	博物館	大人	学生	小人
	個人	200円	150円	70円
	団体	150円	100円	50円
		(20名以上)		

※入園および民家見学は無料

休館日 毎週月曜日

(その日が休日のときは翌日)

年末年始(12月28日～1月4日)

